

議第196号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。

北区役所小野郷出張所の項所管区域の欄中「北区」を削る。

左京区役所岩倉出張所の項所管区域の欄中「左京区」を削る。

南区役所久世出張所の項所管区域の欄中「南区」を削る。

右京区役所嵯峨出張所の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

右京区役所嵯峨出張所を廃止する等の必要があるので提案する。